

令和3年度第1回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和3年4月5日(月) 午前9時30分から
岡崎市役所 福祉会館6F 大ホール

2 会議に付した議案

議案

- 議案第1号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について
- 議案第2号 農地の転用の許可の申請について
- 議案第3号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について
- 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について
- 議案第6号 非農地交付申請について
- 議案第7号 農用地利用集積計画について
- 議案第8号 農用地利用配分計画案について
- 議案第9号 農用地利用計画変更について

報告

- 報告第1号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について
- 報告第2号 現況証明願について
- 報告第3号 農地の転用のための届出の受理について
- 報告第4号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について
- 報告第5号 岡崎市農業委員会聴聞手続規程の一部改正について

3 出席委員

(農業委員)

- 1番 石川 修次、2番 河内 小枝子、4番 酒井 功二、6番 神谷 六雄、
7番 酒井 誠一、9番 近藤 健次、10番 成田 恭淑、12番 大竹 博久、
16番 羽根田 正志、19番 鈴木 泰孝

4 欠席委員

(農業委員)

- 3番 木俣 壽人、5番 柴田 若江、8番 鈴木 要、11番 保田 眞吉、
13番 加藤 健一、14番 内藤 六市、15番 二村 誓也、17番 片岡 幸雄、
18番 近藤 靖一

(農地利用最適化推進委員)

- 20番 小野 盛光、21番 柴田 重三郎、22番 杉浦 省二、23番 中根 浩司、
24番 浅岡 治徳、25番 太田 政俊、26番 川澄 秀世、27番 柴田 享、
28番 高木 政昭、29番 中野 永太郎、30番 八田 導英、31番 市川 眞人、
32番 加藤 春雄、33番 新實 文夫、34番 早川 勝英、35番 阿部田 光春、
36番 三浦 弘正、37番 舩 憲明、38番 山内 隆一

5 出席事務局員等

農業委員会事務局 事務局次長 山内 増樹、総務係係長 室田 すみえ、
主任主査 遠藤 研吾、主査 三矢 洋平、
主事 栗生 大樹
農務課 主査 豊田 明都、主査 伊藤 輝、主事 畔柳 雄基

6 議事の内容

会長：それでは、ただいまから農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は3番の木俣 壽人委員始め28名、出席は農業委員10名です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは2番の河内 小枝子委員と4番の酒井 功二委員にお願いいたします。それでは、議事に従いまして議案第1号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って2件説明を行った。）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

石川 委員：1番 調査日令和3年3月28日。今回の議案は、前所有者が亡くなり相続をした譲渡人が高齢のため耕作が出来ないため、申請地が自宅の近くにある譲受人が取得して耕作していきたいとのことです。譲受人が耕作することが確実に認められ下限面積以上を耕作しており、そのほか調査項目で問題となる項目はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

成田 委員：2番 調査日令和3年3月31日。この議案は譲受人の農地が岡崎市西部給食センターの用地買収により減少してしまうため、申請地を譲り受けて耕作をしたいというものです。本人への聞き取り及び現地調査の結果、譲受人には不耕作地、貸し農地は無く、農業機械も有しており作業人員も夫婦で耕作を行い、申請地は譲受人の所有する農地の隣にあるため通作も問題ありません。その他問題となる項目はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：賛成多数と認め、許可するものとします。次に議案第2号を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局：(農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って1件説明を行った。)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

河内 委員：1番 調査日令和3年3月28日。本議案は、申請人の所有する農地に農家住宅と農業用倉庫を建築するものです。申請地の状況は畑で、転用による地域農業への影響、被害防除措置その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：意見が無いようなので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものとします。次に議案第3号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って9件説明を行った。)

神谷 委員：1番 調査日令和3年3月25日。この議案は現在アパートで暮らしている申請者の長男家族が子供の成長に伴い実家に同居することになったが、既設住宅は2世帯同居には手狭であるため隣接する申請地に離れを建築したいものになります。申請地は昭和50年代から譲受人が駐車場として利用しており、今回地権者ととも始末書が提出されています。申請地は北側以外宅地であり、申請者、地権者、隣地関係者等に聞き取りして問題無い事を確認しています。調査事項に関して問題となる点はありませんので、調査員総合意見として許可といたします。

近藤(健) 委員：2番 調査日令和3年3月27日。この議案は運送業を営んでいる譲受人が申請地を平成12年からトラック駐車場として利用していましたが、農地であることに気付き是正のため申請をするものです。申請地は平成12年から駐車場として利用されており、地域農業への影響、用排水関係、被害防除措置等に問題はありませので、調査員総合意見として許可といたします。

3番 調査日令和3年3月26日。この議案は製造業を営んでいる譲受人の駐車

場が不足し2年間から探していたところ、相手先が見つかったため申請をするものです。申請地の状況は畑で、住宅とコンビニエンスストアに囲まれている状況で転用による地域農業への影響は無いと思います。用排水も問題ありませんので、調査員総合意見としては許可といたします。

大竹 委員：4番 調査年月日は令和3年3月27日。本議案は、電気工事業を営んでいる譲受人が、業務拡大及び現在借りている駐車場の返還のため資材置場及び作業車両の駐車場を設置したいものになります。申請地の状況は畑で、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響、被害防除処置等は問題無く、その他問題となる点はありません。よって、調査員総合意見としては許可といたします。

鈴木（泰） 委員：5番 調査日令和3年3月23日。この議案は譲受人が実家近くの申請地に分家住宅を建築したいものになります。申請地の状況は畑で、周辺地域の農家への聞き取りにより転用による地域農業への影響、用排水関係、被害防除措置等に問題がないことを確認しております。その他問題となる点は特にありません。よって、調査員総合意見として許可といたします。

申請番号6番 調査日令和3年3月24日。この議案は譲受人の居宅付近に駐輪スペースが無く、申請地を駐輪場として利用してきたため是正するものです。申請地は平成29年から駐輪場として利用しており、周辺地域の農家への聞き取りにより転用による地域農業への影響、被害防除措置等に問題がないことを確認しております。その他問題となる点は特にありません。よって、調査員総合意見として許可といたします。

大竹 委員：申請番号7番 調査員の市川委員が本日欠席されているため、12番の大竹が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和3年3月27日となっております。この申請は現在アパートを借りて家族で暮らしている譲受人が、親の所有する申請地を借り受けて分家住宅を建築するものです。申請地の状況は田で、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。地元総代、生産組合長、隣地所有者及び占部用土地改良区の同意を得ており、その他問題となる点はないとのことです。よって、調査員総合意見としては許可となっております。

申請番号8番 調査員の新實委員が本日欠席されているため、12番の大竹が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は3月28日となっております。この申請は、現在実家に夫婦で同居している譲受人が親の所有する申請地を借り受け、また現在駐車場となっている隣接地を一体利用地として分家住宅を建築するものです。申請地の状況は畑で、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、一体利用地は郵便局の駐車場として利用されていましたが、隣接する食堂の人と話をし郵便局の駐車場として利用することになり問題は解決しているとのことです。その他問題となる点はないとのことです。よって、

調査員総合意見としては可となっております。

申請番号9番 調査員の早川委員が本日欠席されているため、12番の大竹が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は3月27日となっております。この申請は、現在アパートに夫婦で同居している譲受人が、親の所有する申請地を譲り受けて分家住宅を建築するものです。申請地の状況は畑で、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのこと。また、その他問題となる点は無いとのこと。よって、調査員総合意見としては可となっております。以上です。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第4号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案書に沿って3件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

二村 委員：申請番号1番 調査員の八田委員が本日欠席されているため、9番の近藤が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和3年3月23日となっております。この申請は農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、利用権による特定貸付を行っていくものです。申請地での確認及び本人への聞き取りをしたところ、申請地について農地の耕作がされていることが確認できています。よって、調査員総合意見としては可とします。

大竹 委員：申請番号2番 調査員の市川委員が本日欠席されているため、12番の大竹が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和3年3月27日となっております。申請番号2番、3番は実質同一の案件ですので併せて説明いたします。この申請は農業を営んでいた被相続人から申請地の農地について相続人がそれぞれ2分の1の持ち分で相続して、相続人2名で自作を行っていくものです。申請地での確認及び本人への聞き取りをしたところ、申請地について農地の相続人が耕作を行っていることが確認できています。よって、調査員総合意見としては可とします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、証明するものいたします。次に議案第5号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って2件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

石川 委員：申請番号1番 調査年月日令和3年4月3日。申出事由の生じた方が以前から病気がちで娘に手伝ってもらいながら耕作をしていたのですが、病状が悪くなり耕作ができなくなったことにより申請がされたものです。調査項目に問題は無く、調査員総合意見として可としたいと思います。

酒井(誠) 委員：申請番号2番 調査員の浅岡委員が本日欠席されているため、7番酒井が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和3年2月29日となっております。今回は申出事由の生じた方が怪我により農業に従事することができなくなったことによるものです。申請者本人等に聞き取りを行った所、対象者の方は、経営主として耕作を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、証明するものいたします。次に議案第6号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地交付申請について、議案書に沿って7件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の意見をお願いいたします。

鈴木(泰) 委員：1番から7番まで同一内容ですので一括で説明いたします。調査年月日令和3年3月25日。山林化して20年以上経ち農地として耕作できない状況となっていますので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、非農地として認定し通知するものといたします。次に議案第7号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った。)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、決定するものといたします。次に議案第8号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用配分計画案について、議案書に沿って説明を行った。)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

ます。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、決定するものいたします。次に議案第9号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用計画変更について、議案書に沿って説明を行った。)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

神谷 委員：整理番号1番 調査員の柴田委員が欠席されていますので、6番神谷が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日令和3年3月24日。本申請は建設会社の業務拡大に伴う資材置場及び駐車場の確保のため農用地区域を除外するものです。付近の状況は集落地域で周辺農地との一体利用、用排水への影響は無く、今後の基盤整備事業実施の予定が無いことから、調査員総合意見として可としたいと思います。

成田 委員：整理番号2番 調査年月日令和3年3月31日。本申請は農業を営む申請者の自宅敷地が狭く農機具置場に不自由しており、農機具を格納するための農業用倉庫を建築するものです。申請地の状況は畑で、一部を倉庫敷地にして残りは引き続き畑として耕作することです。排水は問題無く周辺は農地やハウスなどで周辺農地に影響を与えることは無いと思います。よって、調査員総合意見として可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、同意し利用計画を変更するものいたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、議案書に沿って説明を行った。)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について
現況証明願について

29件
1件

農地の転用のための届出の受理について	11 件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	34 件
農地転用許可後の事業計画変更の承認について	3 件
岡崎市農業委員会聴聞手続き規定の一部改正について	

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

酒井（功） 委員：農業委員会の申請関係の書類で押印を廃止したものはどれだけありますか。

事務局：新年度から委任状を除き全て押印を廃止しています。書類は本人確認等をしたうえで受け付けています。

会長：ほかに御質問はございませんか。

（なし）

会長：御質問も無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前 10 時 15 分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（2 番）

岡崎市農業委員会委員（4 番）